

れいわ ねん がつ の と はんとうごう うえいきょう あいだ  
令和6年9月能登半島豪雨の影響で、しばらくの間、いまの  
かいしゃ じっしゅう はたら ひと かいしゃ はたら  
会社で実習や働くことができない人は、ほかの会社で働くため  
の許可(※)をもらうことができる特別な対応をしています  
しかくがいかつどうきよか  
(※)「資格外活動許可」といいます

## 【許可をもらうことができる人】

つぎ あ ひと たいしゅう  
次のどちらにも当てはまる人が対象となります。

① こんかい ごう うえい おお ひがい う ななおし わじまし すずし  
今回の豪雨で大きな被害を受けたところ（七尾市、輪島市、珠洲市、  
はくいぐんしかまち ほうすぐんあなみずまち ほうすぐんのとちょう す はたら  
羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町）に住んでいて、働いた  
めざいりゅうしかく も ひと  
の在留資格を持っている人

② こんかい ごう げんいん あいだ かいしゃ はたら  
今回の豪雨が原因で、しばらくの間、いまの会社で働くことができな  
いが、しばらく経ってから、いまの会社でまた働くことを予定している人

※ 「しばらくの間」とは、3か月を超えない期間です。

## 【許可の内容】

いち じかん はたら  
1日に8時間まで働くことができます

## 【許可の期限】

はたら きよか ひ げつかん  
働くことができるのは、許可をもらった日から3か月間です。

ただし、許可をもらってから3か月後の日が、在留期間の終わりの日を超える場合  
は、在留期間の終わりの日が期限です。

くわ しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちよう  
詳しいことは、出入国在留管理庁のホームページ

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16->

[8.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html))を見てください。

